

平成30年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ウイズユー
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	平成30年10月19日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取市福祉部地域福祉課 指導監査室

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>法第45条の13第4項では、理事会は、多額の借財に係る決定を理事に委任することができないとされているが、貴法人において、多額の借入について事前に理事会の決議を得ずに実行されている。ついては、多額の借入を実行する際は、理事会において事前に決議を得ること。(法第45条の13第4項)</p>	<p>短期運営資金の借入れに関して、極度限度額の決定については毎年度、理事会にて承認をとっていたが、借入実行については、理事会の決議を得ていなかった。今後は、借入れを実行する際は、事前に理事会の決議を得ることとする。</p>
2	<p>貴法人において、就労継続支援施設の土地及び共同生活援助施設の建物について国若しくは地方公共団体以外の者から一部賃借されているが、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない。ついては、安定して事業を継続するため、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。(審査基準第2の1の(1))</p>	<p>当法人が民間から借りている共同生活援助施設の居宅については、地上権又は賃借権の設定及び登記がなされていない状況である。現在、家主に交渉を試みているが、難航している状況である。今後も地上権又は賃借権の設定及び登記ができるよう引き続き交渉に努める。</p>
3	<p>貴法人の計算書類で、各拠点の一部のサービス区分において、繰入金支出が繰り入れできる範囲の金額を超過している。障害者支援施設等から他の社会福祉事業には、事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において資金を繰り入れることができるとされているので、適正な範囲内の金額で繰り入れを行うこと。なお、本件指摘については、前々回も同様の指摘をしており必ず改善すること。(障発第1018003号第2の3の(1))</p>	<p>各サービス区分間の繰出金については、本部サービス区分における本部付の役職員人件費相当分の財源を各サービス区分間で負担する予算編成をしたもので、結果的に赤字部門からの繰入となってしまった。</p> <p>今後、本部の役職員の人件費負担については、赤字部門からの支出にならないように適正な予算の作成と執行に努める。</p>

4	<p>貴法人経理規程第 32 条において、会計責任者は、各拠点区分ごとに毎月末日における月次試算表を作成し、翌月 10 日までに統括会計責任者に提出しなければならないとされているが、月次試算表の作成及び報告がなされていないので改善すること。(貴法人経理規程第 32 条第 1 項、第 2 項)</p>	<p>これまで月次試算表を予算執行状況表であると錯誤していたため、月次試算表が作成されていなかった。そこで、現在使用している会計ソフトで月次試算表を作成してみたが、一部反映されない数値が発見されたため、会計ソフトの業者と現在調整作業中である。</p>
---	--	---